

2017年3月21日

## 国による沖縄県の情報公開決定取り消し訴訟 那覇地裁判決に対するコメント

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

2017年3月7日に那覇地裁で、沖縄県の行った情報公開決定について、国が取り消しを求めた裁判の判決がありました。

この裁判は、沖縄県が北部演習場を通る県道70号線の共同使用協定や使用条件等に関する情報公開請求に対し、公開決定したことを受けて、国が沖縄県の決定を求めているものです。那覇地裁は、国の請求を認め、沖縄県による公開の決定の取り消しを求める判決を行いました。この判決は大変残念であるとともに、そもそも裁判に至ったのは、政府が日米合同委員会に関する情報公開を進める努力を怠っている結果であり、このことの抜本的な見直しが必要と考えます。

### 訴訟で争われていること

この裁判の前提になっているのは、日米合同委員会の議事録等を非公開とすることが日米両政府間の信頼関係の維持に必要だという政府の主張です。県道70号線共同使用に関する請求対象文書は、日米合同委員会の議事録の一部を構成すると国は主張しています。1960年の第1回日米合同委員会議事録には、議事録は双方の合意がなければ公表されないことを合意したことが記載されており、これがこの件に限らず、一貫して非公開を根拠づけるものとなっています。

沖縄県は公開決定の過程で、国に対して事前に意見を聞く手続を行っています。そして国は米側にも意見を聞いたうえで、日米ともに公開に同意をしないと県に回答しています。これには法的な拘束力はなく、県は回答を踏まえてもなお、公開をすると決定しています。こうした県の判断に対し、国は、米側も公開に同意しておらず、それにもかかわらず公開されると、日米両政府の信頼関係を損ない、率直な意見交換や協議を行うことは不可能となり、在日米軍施設・区域の共同使用に関する事務の適正な遂行に支障が生じること、それが土地所有者である国の固有の利益を損なうと主張しています。

### 国の二つの立場

この主張には、二つの立場の国が登場します。一つは、日米地位協定による共同使用について協議等を行う公的活動を行う立場です。日米安全保障条約、そして日米地位協

定とその運用に関しては、日本政府は一般公益を代表しています。この立場での米側との交渉・協議における信頼関係は、本来は政府固有の利益ではなく一般公益の観点から維持されるべきものということになります。

一方で、北部演習場を通る県道 70 号線の土地所有者としての国は、一般民間人と同様にその土地についての固有の利益を有しているというのが国の主張であり、それを判決では認めています。その理由として判決は、在日米軍施設・区域の共同使用に関する協議が円滑に進められなければ、国に所有権のある土地の有効活用が阻害されるおそれが生じるとしています。交渉・協議において、本来的、政府は一般公益を代表しているはずですが、土地の所有者でもあるため、一般公益を背景に固有利益を確保する構図になっていることがわかります。

### 裁判の争点と判決

裁判の主な争点は、①国が沖縄県の情報公開決定の取消しを求めることが法律上の争訟にあたるか、②国に原告適格性があるか、③請求対象文書は非公開規定に該当するかの3点です。判決は、北部演習場の共同使用を行っている土地は、国が所有者として固有の利益があることを認め、情報公開決定をめぐる争いは、国と県という当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する争いであること、沖縄県情報公開条例7条7号イが、在日米軍施設・区域の共同使用に係る事務の適正な遂行によって実現される国の財産上の利益又は当事者としての地位を個別利益として保護しているものと解されること、その個別利益の保護のために非公開が妥当であると判断しました。

国が自治体の情報公開決定の取り消しを求める裁判は2例目で、1例目は那覇市による海上自衛隊対潜水艦作戦センター建築確認申請書類の公開決定の取り消しを国が求めたものです。この裁判では、2001年に最高裁が、当時の那覇市情報公開条例の非公開規定が国の個別の利益を保護するものではないとして原告適格を認めず、国が敗訴していました。情報公開法の制定、地方分権一括法の施行、それを受けての自治体条例の制定・改正で非公開規定が整理されたことが、今回の判決を導き出しています。こうした規定の整理は必要であった半面、本来は公共政策の問題であるはずの日米安全保障に伴う諸問題の議論が、固有の利益に矮小化される原因になったことには、複雑な思いがあります。

### 問題は日米合同委員会の非公開主義

日米合同委員会は、両国で1960年に確認して以来、会議の内容について両国間での同意に基づく公表という前提で運用されています。しかし、この合意は60年近く前のものであり、すでに時代は大きく変わりました。情報公開制度ができ、政府には高い説明責任が求められるようになってきました。また、安全保障や外交は、国同士の問題であ

ると同時に、国民の理解と国に対する信頼なしには成立せず、日米安全保障に関する諸問題も例外ではありません。民主制の下では、政府は自らの正当性を確保するため、国内に対する説明責任を果たす高い必要性があり、そのためには情報公開が必要です。情報公開を進めることによる公益性を確保しつつ、相手国等との信頼関係をどのように確立するかが模索されなければなりません。情報公開は、公開による公益と非公開により保護される利益の比較衡量において判断されなければならないからです。このことは、相手国等との信頼関係を軽視するということではありません。

日米合同委員会の情報公開に関しては、残念ながら、そのような比較衡量が行われているとは到底言い難い状況にあります。那覇地裁の判決は、沖縄県の情報公開を進めようという努力に大いに水を差すもので、大変残念であります。しかしながら、問題の本質は、国が請求に応じて日米合同委員会に関する情報であっても情報公開を進める努力を怠り、むしろ情報公開を抑止することに多くの労を投じていることにあります。日米合同委員会に関する情報公開のあり方について、国に対して抜本的な見直しを求めます。

以上